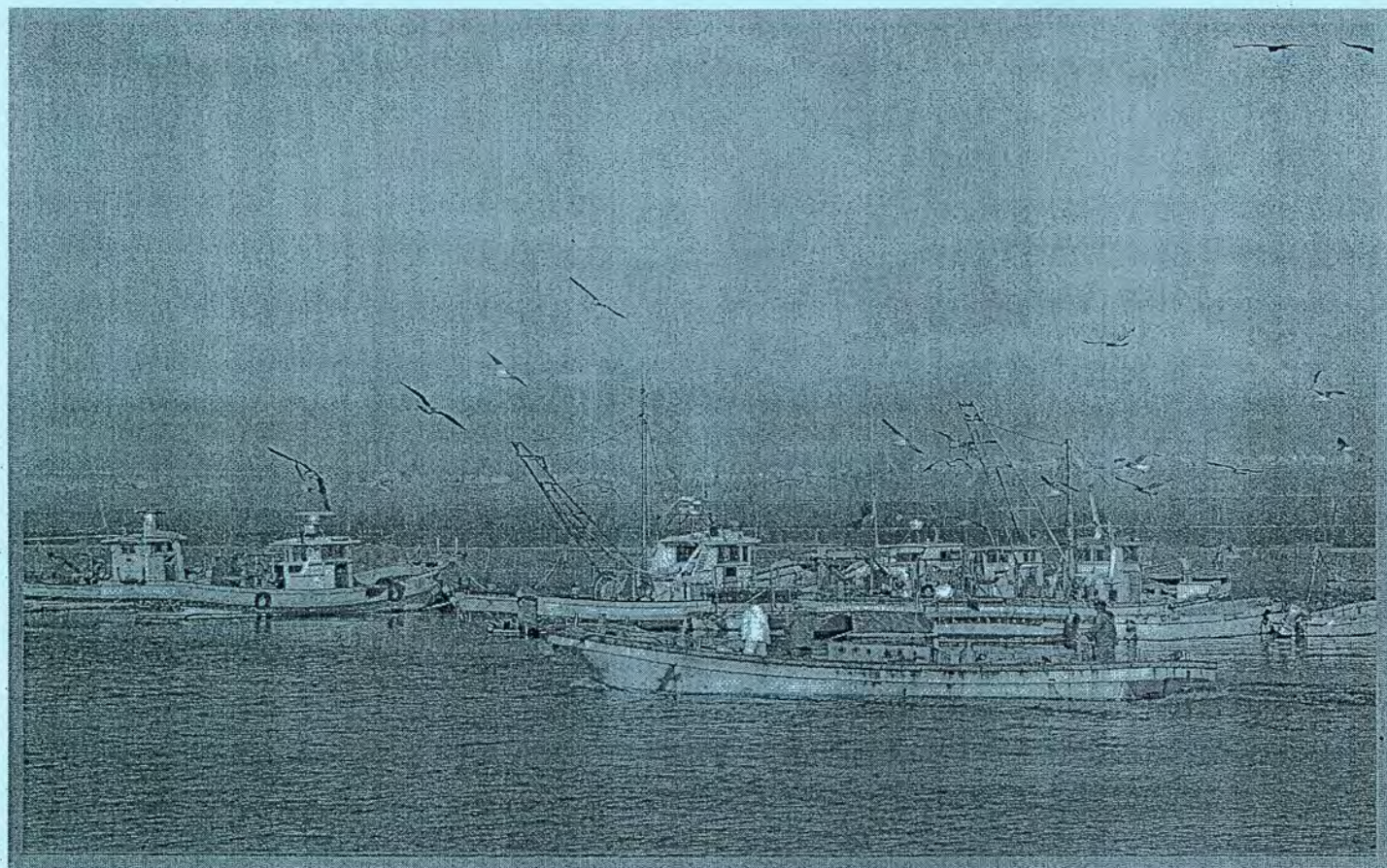


文書館の逸品展

庄屋文書から見た北灘の海と山

～栗田村藤倉家文書～



☆開催期間：平成23年1月25日（火）～4月24日（日）

★開館時間：午前9時30分～午後5時

☆休館日：毎週月曜日・第3木曜日
（祝祭日と重なった場合はその翌日）

★会場：徳島県立文書館 2階 展示室

☆主催：徳島県立文書館

◆担当職員による展示解説◆

2月6日（日）・3月20日（日）

午後1時30分から

入場無料



文化の森総合公園 徳島県立文書館



ごあいさつ

徳島県立文書館では収集した資料の中から、一家の古文書などの資料に焦点を当てて紹介する「文書館の逸品展」を開催しています。今回は板野郡栗田村（現鳴門市北灘町栗田）の庄屋を務めた藤倉家に残されていた資料を取り上げ、鳴門市北灘地方の江戸時代から明治にかけての歴史を中心に紹介します。

北灘地方は、北は播磨灘に面し、南は海岸近くまで阿讃山脈がせまる地勢で、山脈から北流する河川が形成した谷底平野が分布しています。栗田地区も栗田川が形成した谷底平野にあり、人々は古くから狭い平野部に集落を形成し、海と山の両方にかかわりながら漁業、農業、林業といった生業を営んできました。

今回の展示では、漁業に関するものとして、江戸時代の漁場争いや明治時代の北灘漁協結成当時の資料、農業では、藩主が食する御膳米に関する資料、また、林業では、製塩への石炭導入で壊滅的打撃を受けた林業保護に関する資料、さらに行き倒れた四国遍路への対応や、異国船来航時の対応などの資料を紹介、解説します。

この藤倉家文書の資料からは、北灘地方の当時の生活の様子を具体的に知ることができます。さらに、一地方の記録ではありますが、経済や国防などで広く国内、海外の動きとも関係していたことがわかります。この北灘地方と同じように県内各地には各地域それぞれに人々の営みがあつたはずです。今の私たちの生活もこうした過去からの連続した営みの上に成り立っています。そうした歴史を知ることは、自分たちの今の課題と向き合い、どのような社会をめざすのかを考えていく上で一つの参考となるのではないのでしょうか。歴史を学ぶ意味も含め、今回の展示が古文書や公文書などの歴史資料を保存する意義や大切さをあらためて考える機会になることを願っています。

なお、今回の展示の開催にあたり、藤倉家の御家族の皆様、原内一明氏をはじめ多くの関係者の皆様に格別の御指導、御協力をいただきました。末尾ながら厚くお礼を申し上げます。

平成23年1月25日

徳島県立文書館長 結城孝典

板野郡栗田村藤倉家と藤倉家文書

板野郡栗田村は、現在の鳴門市北灘町の東部にある旧村である。藤倉家は栗田村の庄屋（一時組頭庄屋助役等を務めている）を務めた家で、その藤倉家から徳島県立文書館に史料が寄託され、整理の結果 1,248 点が確認された。平成 22 (2010) 年度に虫喰い等による破損がひどいものを除いて 1,233 点を公開している。

北灘は阿波国の最北端に位置し、瀬戸内海に面し、吉野川流域とは阿讃山脈を隔てており山が海に迫り平地部は乏しい地域である。江戸時代には、櫛木（くしき）・栗田（あわた）・大浦（おおうら）・宿毛谷（すくもだに）・鳥ヶ丸（とりがまる）・折野（おりの）・大須（おおず）・碁浦（ごのうら）の 8ヶ村が北灘 8ヶ村と呼ばれていた。

栗田村は、北灘 8ヶ村のうち東部にあり、中央部を栗田川が流れその周辺に狭い平野が開けている。慶長 2 (1597) 年の分限帳には阿波田村とある。正保国絵図では高 5 8 石余。寛文 4 (1664) 年の「郷村高辻帳」では田 4 7 石余・畠 1 0 石余、芝山の記述がある。寛政 7 (1795) 年に成立した撫養及び北灘地方の地誌である『鳴門辺集』によれば、家数 8 0 軒余とあり、産業は耕作・漁業・山稼、特産物として米・蓴菜（じゅんさい）・松茸が書かれている。特に米は、櫛木村・折野村と並んで太守様御膳米（藩主及びその一族の食事に供する米）となっていた。文化 1 2 (1815) 年に成立した『阿波志』によれば、高 255 石、反別 1 8 町 8 反余、家数 7 8 軒となっている。

『鳴門辺集』によれば、藤倉家は、祖先の熊次郎が栗田村を開基し庄屋に任じられたと伝えられ、代々庄屋を務め、安永年中に林方御用に任命され苗字帯刀を許され藤倉熊次郎を名乗っている。その後藤倉為之進のときに組頭庄屋助役を務めており、その後も江戸時代が終わるまで庄屋役を務めている。

藤倉家文書の中心はこうした庄屋としての村政文書（検地帳・棟附帳等は欠けており、全てが揃っているわけではない）であるが、漁業（海鼠（なまこ）・蛤・建網（たてあみ）漁業・ハマチ・鰯網漁業・魚口運上銀・漁場出入）、林業（薪・松葉・御用木・名負林運上銀）、松茸、大坂廻船（荷船・藍廻船など）などのバラエティに富んだ海と山の産業に関する文書が含まれているところに大きな特徴がある。また明治後期に設立し、藤倉家が組合長を務めていたことのある北灘村漁業組合の関係文書がまとまって残されている。その他書画・木製の制札もある。さらにこの文書は、『鳴門市史』上巻（1976）でも重要な資料として利用されており、この展示でも参考にさせていただいた。

栗田村の御膳米・御用松茸

江戸時代の栗田村は、米と松茸を藩主に上納していた。それが、御膳米と御用松茸である。『鳴門辺集』（寛政7年・1795成立）も、栗田村の産物を米・蓴菜（じゅんさい）・松茸と紹介し、ここの米はたいへん美味しいので、栗田村と櫛木村・折野村の北灘3カ村だけが藩主に上納していると記している。

御用松茸は、秋になると高島村（現・鳴門市鳴門町）在住の林目付を通じて林方代官所へ松茸の生育状況を定期的に報告し、採取の指示を受けて上納した。

○覚（御膳当置米払方目録控）フシ 00554

文久3（1863）年2月、栗田村庄屋・五人与が栗田村「御土蔵」に貯蔵した御膳米の量、上納の日付・量、在庫を請払方奉行に報告した文書である。

万延元（1860）年に73石余貯蔵した御膳米を、文久元・2年に江戸藩邸（藩主斉裕・嫡子茂韶が在府）へ計11石、文久元年2回にわたり神前に供える米として計3斗7升余、文久2年3回にわたり富田東御殿（現・県庁付近。藩主一族の蜂須賀昭順が居住）へ計6斗、文久2年4月から翌年正月まで16回以上にわたって徳島城（嫡子茂韶が在国）へ計14石余、それぞれ上納している。そして、栗田村に残った在庫が47石余と報告している。

天保10（1839）年3月の文書（フシ 00615002）によると、在庫は1石当り銀96匁3分の計算で銀札に換えて板野・勝浦請払方へ上納している。

○乍恐奉願上覚（御土蔵建直しに付間数増し願書控）フシ 00770

天保12（1841）年11月、大破した栗田村「御土蔵」の増改築を板野・勝浦郡代手代へ願出た文書である。①以前は御膳米は米で貯蔵し、二年米を上納していた。②ところが「中昔」より藩の指示で三年米を上納するようになり、貯蔵量の増加も命じられた。③さらに、米で貯蔵すれば虫がついて品質が悪くなるので、粃で貯蔵するようになり俵数が増大した。

御土蔵は御膳米だけ収納するのではないが、御膳米の貯蔵を理由にしている。

文化・文政年間（1804～1829）と思われる文書（フシ 00667001）に、御膳米43石分を粃86石で貯蔵している旨の記載がある。したがって、粃での御膳米貯蔵は19世紀初め頃には行われていたと考えられる。

○乍恐奉願上覚（松茸御用人夫遣願書控）フシ 00874

文化7（1810）年9月と思われる文書で、板野・勝浦郡代手代に宛てた栗田村庄屋・五人組の願書である。①栗田村の宮林に育つ松茸を徳島城へ上納するよう命じられたが、生育の時期になると猪や猿が掘り荒らしてしまう。②藩の指示で、8月19日より昼夜とも毎日5人の番人を配置したが、人夫賃銀は村にとって大きな負担である。③林方代官に手当てを要求したが認められなかったため、人夫賃銀を板野郡すべての村々が負担する郡割りにしてほしい。

四国遍路を支えたセーフティーネット

徳島藩では、行き倒れになった遍路が村内で発見された場合、村は小屋を建てて収容し、食料などを提供した上で医者に診せ、不幸にして亡くなった場合は葬儀を執り行って埋葬する義務を課されていた。江戸時代の四国遍路を支えていたこのような「セーフティーネット」の実例を「藤倉家文書」で見たい。

○御糺ニ付申上ル覚（和州遍路病死の件・控）フシ 00422 他

天保5（1834）年5月、大和国吉野郡飯貝村（現・奈良県吉野町）出身の遍路八重と卯之助母子が栗田村を通りかかったときに、八重が風邪をこじらせて空き家で臥せ込んでしまった。これを発見した近隣の村人は医師を呼ぶなどして介抱したが、その甲斐もなく卯之助を残して八重は死亡した。見分に訪れた与頭庄屋は村人や埋葬を担当した寺院の事情聴取を行い、その死に事件性の無いこと、卯之助は幼年で大変困っていたこと、村人の対応に問題は無かったことなどを確認している。この顛末は与頭庄屋から郡代手代に報告されたと思われる。

一方、残された卯之助は栗田村で一時預かった後に、同年11月に栗田村から徳島藩の大坂蔵屋敷に送り届けられ、そこで親類に引き渡された。これは遍路が病死して幼児が取り残された場合の対応の典型例である。行き倒れ遍路の扶養は村に大きな負担を強いるが、扶養期間が10日を過ぎると藩から扶持方米などの形で補助が出るようになっていた。栗田村でも卯之助の扶養経費として159日分の扶持方米を藩に申請し、翌年2月に支給を受けている。

○栗本茂平（書簡・栗田村遍路病死の通知）フシ 00988

天保8（1837）年7月、那賀郡立江村（現・小松島市立江町）の村役人から、四国遍路に出ていた栗田村の伊勢吉が立江村で発病し、介抱の甲斐もなく死亡したとの通知があった。

伊勢吉が所持していた往来手形などは、立江村が出した飛脚に託されて栗田村に届けられている。尚、この時の飛脚賃9匁は栗田村に請求されている。行き倒れ遍路をめぐる村役人間の事務手続きの一端が垣間見える、興味深い事例といえる。

其村谷筋二而石炭（達・石炭堀りの件）
 其村谷筋二而石炭口之焼有之
 趣二も相聞候、依而愈右焼石有之
 候得ハ、聊二而も御郡代所へ早々可
 指出候、已上
 庄野太郎兵衛
 四月十九日
 高木真藏
 栗田村庄屋・五人与共方へ

○其村谷筋二而石炭（達・石炭堀りの件）
 勸農方引除郡代2名による栗田村役人への命令書。栗田村では、文久三年四月石炭採掘について撫養塩
 浜の石炭問屋などと約定を結び、石炭を採し始めた。その噂を聞き、諸産物を担当する勸農引除郡代が、
 栗田村庄屋・五人組に石炭発見の際必ず報告することを求めた達書と思われる。

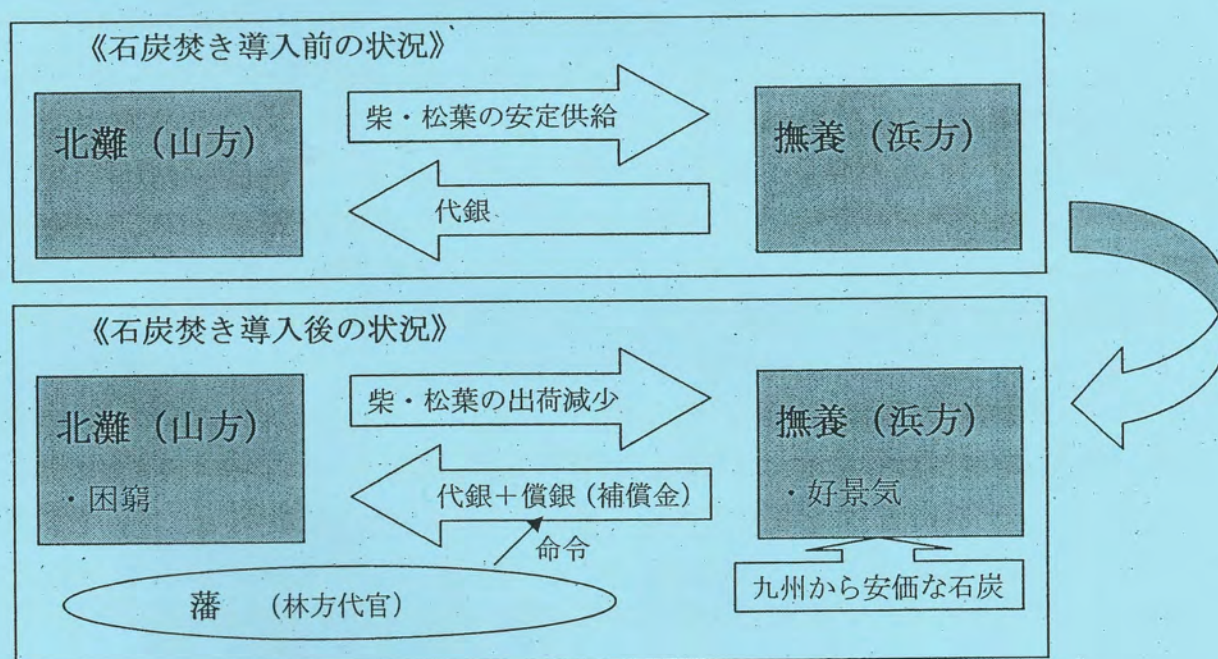
塩田における燃料の転換―柴・松葉から石炭へ

◆石炭焚きへの燃料切替えと北灘（山方）の困窮

○申上ル覚 フシク 00570 ○去ル巳年塩薪之義 フシク 00670

撫養（浜方）は塩生産の盛んな土地であり、北灘（山方）より柴・松葉を購入し、薪焚きをすることで塩を生産していた。しかし、文政 4（1821）年に石炭焚きが自由化されると状況は大きく変化する。九州から安価な石炭を購入することで、撫養塩田は燃料費を削減することに成功し、浜方は好景気となったが、それに伴い山方の柴・松葉の出荷量が減少したため、北灘の人々は困窮にあえぐようになってしまった。

名負林より運上銀を得ていた藩は、これを改善するために撫養（浜方）に北灘（山方）への償銀（補償金）を支払う事を命じている。山方では老人と子どもを残して、壮年の男女は出稼ぎに出なければならないような状況であった。



◆山方（栗田村）における石炭採掘

○奉申上覚 フシク 00430001

文久 3（1863）年に栗田村の名負林で石炭によく似た石が見つかったという噂があり、石炭の採掘が行われている。九州表より来た石炭見調人五兵衛の指図の通りに掘り進めてみたが、石炭は出てこない。困窮する山方にとっては希望の光であったと考えられるが、その後も見つからなかったようである。

栗田村・北泊浦の漁場争い

島田島北端の室から阿讃国境に至る北灘の広い漁場は、江戸時代では北泊浦が管轄していた。あまりにも広大なため、讃岐引田浦との漁場争いは江戸時代を通じて続く。また北灘八ヶ村も沿岸漁業を始め、徐々にその権利を主張し始める。ここでは、天保年間に起きた栗田村と北泊浦との漁場争いの文書を紹介する。

○天保2年2月乍恐奉願覚（建網漁場出入ニ付行着願書）フシク00337

栗田村の漁師長兵衛と新之丞は、古くから櫛木村沖の「一ツ目」という漁場（網代）で建網漁をしていた。6、7年前北泊浦の快之丞が、新しく建網漁を始めると言い出し「一ツ目」の漁場を使うと言ってきたが、栗田村は一旦断った。北泊浦は、その場所は北泊浦の魚五分一所が管轄する漁場に隣接する場所であり、五分一所管轄の漁場となれば藩の利益も増すので、栗田村の漁師2人を納得させて欲しい。ついては「一ツ目」の西の漁場であれば自由に漁をしてよいと言ってきた。西の漁場もよい漁場なので少し西の漁場へ退くよう申し含めた。さらに、昨春北泊浦の喜右衛門が、また新しく建網漁をしようと言い出し、「一ツ目」西の漁場を使わせろと言ってきた。長兵衛らに伝えたが、当然承諾できることではない。

昨年喜右衛門は、「うそくい脇」という漁場で建網漁をしていたが、今年に入り再び「一ツ目」西の漁場に強引に碇を張り、争いとなっている。

北灘の漁場は北泊浦所持との記述はあるが、従来より漁場稼ぎをして運上銀をきちんと納めてきた長兵衛らの漁場であるはずである。喜右衛門の理不尽な行動を差し控えさせて欲しいと訴えている。

○天保2年8月乍恐奉願覚（建網漁場争いの件控）フシク00333

その後栗田村長兵衛らは、北泊浦喜右衛門が昨年漁場としていた「うそくい脇」の漁場と「一つ目」西の漁場を交換して建網漁を行いたいと提案したが、北泊浦は承知しなかった。そこで、堂浦分一所へ願書を提出すると、「一つ目」西の漁場について双方融通して漁をするよう通告され、さらにその漁場は決着がつくまで禁漁とされ、栗田村の願いは聞き入れられなかった。

その内時期も遅れ、「一つ目」西の漁場のさらに西にて建網漁を行ったが、漁場でないため魚は全くかからなかった。今後も漁を続けていくため、「うそくい脇」漁場との交換を認めて欲しいと訴えている。

訴状からはこの訴訟がどのように解決されたかはわからないが、この後も長兵衛・新之丞は漁を続け、運上金を幕末まで払い続けている。何らかの解決策が図られ、二人の漁業権はある程度認められたものと思われる。

煎海鼠（いりこ）の生産

藤倉家文書には、安永期からの里浦・栗津浦と別宮浦・長原浦の漁場争いや、一本釣り漁が盛んであった堂ノ浦と隣村の北泊浦、対岸の淡路国阿那賀浦との争いなど、鳴門一帯の漁場争いに関する資料が残されている。

その内、堂ノ浦と北泊浦で起こった海鼠（なまこ）の漁場争いの資料および栗田村での海鼠漁の様子を紹介する。

○仕上ル済口連判書物覚（堂ノ浦・北泊浦 海鼠漁海出入内済証文） フシク 00376

江戸時代中国に輸出する産品として、特に干しアワビ・煎海鼠（いりこ）・鱧（ふか）のヒレは「俵物」と呼ばれ重要視されていた。天明4（1784）年江戸幕府は海沿いの諸藩に「俵物」生産を強制する触書を出し、徳島藩でも各浦村にお触れを出し、請書を提出させその徹底を図っている。

藩は生産力強化のため各浦村に海鼠漁の問題点を尋ねるが、その際に堂浦は8、9年前北泊浦の漁師が堂浦持海に入り海鼠漁をしているところを堂浦庄屋岡田寿助が発見し網を取り上げるという事件を報告した。その後双方の海鼠漁場には立入らないことを約束した。

同じ趣旨で北泊浦に尋ねると、堂浦日出（ひうで）の漁師が北泊浦持海に年に2、3艘づつ入って海鼠漁をしている実態を報告した。堂浦には東の内海側の漁村のほかに西の日出湾に面した漁村があり、日出湾内ではほとんど海鼠が捕れないため北泊浦持海へ入って漁をしていた。

今後、双方持海での漁を一部解禁するが、堂浦持海である内海には諸魚飼付網代（魚の養殖か）があり、北泊浦持海にも様々な網場があるので、そうした漁の害にならないように行うことを約束している。さらにこの年は、堂浦は不漁で、北浦は豊漁だったこともあり、双方融通して不足無く上納できるようにすることを定めている。

○文化8年より天保3年迄煎海鼠出来高筆記 フシク 00536

栗田村の煎海鼠の請負高は15斤（約850㍓）であった。文政5年までは生産高が請負高に達することはないが、文政6年以降急激に増大している。

栗田村での煎海鼠生産高(単位:斤)

文化8年	7.5781	13年	1.2125	4年	7.4569	9年	97.6669	天保2年	98.1822
9年	1.9400	14年	1.9400	5年	8.3360	10年	105.0025	3年	71.7194
10年	14.3040	文政1年	10.5487	6年	48.8031	11年	96.0030		
11年	1.8187	2年	5.7594	7年	50.6521	12年	180.9656		
12年	2.5160	3年	10.3602	8年	70.6585	13年	137.7400		

北灘村漁業組合の創立

明治初期の全国各地の沿岸は、漁場利用をめぐる紛争がつづき、どことも混乱していた。

明治政府は、明治8(1875)年太政官布告で、海面は官有であるとし海面借区制をおこなったが、翌年にこれを取り消し、漁業取締りや魚場調整はこれまでの慣行を尊重するなどして、その方針はくるくると変わった。

明治19(1886)年に「漁業組合準則」が制定された。漁業組合の登場である。組合の目的は、営業正常化と利益増進であった。準則制定の翌年には、県下ではじめてとなる土佐泊漁業組合が結成されている。

明治34(1901)年「漁業法」が公布され、あわせて「漁業組合規則」も制定された。漁業法および関係法令によって、漁業組合の事業は漁業権の享有行使と海難救助に限られていたが、やがて慣行専用漁業権も認可されるようになった。漁業法は明治43年(1910)に一部改定され、ようやく近代国家にふさわしい本格的な統一された漁業制度へと発展していくことになった。

○総会総代会決議録綴 フシク00120

北灘村漁業組合の前身は、明治28(1895)年11月設立の北海漁業組合である。瀬戸村大字撫佐、室、大島田、北泊浦、および北灘村大字櫛木、栗田、大浦、宿毛谷村、鳥ヶ丸村、折野、大須、碁浦の広大な地域で構成されていた。しかし新しくできた漁業法では、漁業権を保有する漁業組合の地区は、複数の町村を超えることができなくなり、北海漁業組合は再結成されることになった。

明治35(1902)年9月18日～19日、北灘村大字宿毛谷の伊宇賀神社において北灘村漁業組合の創立総会が開かれた。当時の漁業者174名のうち、出席者および委任者は160名で、じつに92%の出席率であった。

総会では組合規約、予算案、賦課徴収方法などを審議し、一部修正して原案どおり可決した。また漁業権の取得に関して、地先水面専用漁業、定置漁業、特別漁業の各免許を出願することも決議している。さらに組長、理事、監事、収入役の役員を選出し、会議を終了している。

組長は、初代岸本嘉次郎氏、明治43年には大西傳次氏、大正5年には藤倉虎太郎氏がそれぞれ就任している。ちなみに大正5年以降は組合長とよばれるようになった。

組合創立直前の明治35(1902)年1月、隣の香川県引田村との漁場紛争がひとまず終了した。また創立にあたって旧北海漁業組合とは、漁場境界や漁業種類を守り、新規漁業を始めるときは関係組合の意見を聞いて出願するという契約書を取りかわしている。そして創立翌年には、組合員以外の入漁に関する件や遭難救助についても定められた。

鳴門辺集関係図

『鳴門市史下巻別冊 鳴門辺集』1988年刊
12～13pの図を元に作成しました。



展示資料一覧

No.	表 題	年 代	備 考
板野郡栗田村藤倉家文書と藤倉家文書			
1	定(異国船漂流の件、制札)	寛政5年(1793)	フシク01150
2	(北灘ハヶ村分海辺図)	天保12年(1841)	フシク00270
3	栗田村地図	明治35年(1902)	藤倉家所蔵
4	板野郡図(分間図)	文化12年(1815)	三本文庫
5	徳島沿岸漁場絵図	(明治期)	金塚家文書
栗田村の御膳米・御用松茸			
6	覚(御膳当置米払方目録・控)	文久3年(1863)	フシク00554
7	覚(御膳当置米払方目録・控)	(近世後期)	フシク0067001
8	乍恐奉願上覚(御土蔵建直しに付間数増し願書・控)	天保12年(1841)	フシク00770
9	乍恐奉願上覚(松茸御用人夫遣願書・控)	(文化7年・1810)	フシク00874
10	申上ル覚(栗田村宮の林内の御用松茸生育状況・控)	(文化7年・1810)	フシク00604
四国遍路を支えたセーフティーネット			
9	御糺ニ付申上ル覚(和州吉野郡遍路病死の件・控)	(天保5年・1834)	フシク00422
10	奉申上ル覚(和州吉野郡遍路病死につき大坂へ倅送り届の件・控)	天保5年(1834)	フシク00421
11	栗本茂平(書簡・栗田村遍路病死の通知)	(天保8年・1837)	フシク00988
塩田における燃料の転換―柴・松葉から石炭へ			
12	去ル巳年塩薪之義(御運上銀の件)	(近世後期)	フシク00670
13	申上ル覚(北灘九ヶ村柴薪売りに付約書控)	天保5年(1834)	フシク00570
14	其村谷筋ニ而石炭(焼石指出の件)	(文久3年・1863)	フシク00431
15	奉申上覚(石炭掘りの件控)	文久3年(1863)	フシク00430001
栗田村・北泊浦の漁場争い			
16	藤倉仙左衛門(書簡・網代退きの件控)	(天保2年・1831)	フシク00822
17	乍恐奉願覚(建網漁場出入に付行着願書控)	天保2年(1831)	フシク00337
18	乍恐奉願覚(建網漁場争いの件控)	(天保2年・1831)	フシク00333
19	御鍛ニ付申上ル覚(建網漁船大破に付銀札拝借願の件控)	天保4年(1833)	フシク00384
20	覚(建網小魚運上銀拝借銀上納控)	天保14年(1843)	フシク00575
21	其村網漁師新之丞(拝借銀受取の件)	(慶応2年・1866)	フシク00379
煎海鼠の生産			
22	仕上ル済口連判書物覚(堂浦・北泊浦漁海出入の件写)	寛政8年(1796)	フシク00376
23	文化8末年より天保3辰年迄煎海鼠出来高筆記	天保3年(1832)	フシク00536
24	奉願上覚(生海鼠漁業のため銀札借用願書控)	天保8年(1837)	フシク00387
25	奉申上ル覚(煎海鼠出来高報告・控)	(近世)	フシク00533
北灘村漁業組合の創立			
28	自明治三十五年至大正九年総会総代会決議録綴	明治35年(1902)	フシク00120
29	明治四十四年往来文書編冊	明治44年(1911)	フシク00047
30	自大正十年度至昭和十一年度総会決議録綴	大正12年(1923)	フシク00183
31	定置漁場図 枅網類漁業春建網	(明治期)	フシク00294
藤倉家所蔵の書画			
32	松本吐泉(漢詩書)	明治・大正期	フシク01134
33	西条鬼仏(枇杷・画讃)	昭和期	フシク01149
34	田能村直入(えび画)	明治期	フシク01136

*資料保存のため、期間中展示品が替わることがあります。

文書館の逸品展 藤倉家文書

平成23年1月25日発行

編集・発行

徳島県立文書館